

受信機器購入等支援の実施方法に係る 検討結果の中間報告

【概要版】

平成20年12月8日(月)

情報通信審議会 情報通信政策部会
地上デジタル放送推進に関する検討委員会資料

目次

はじめに

- 1-1. ワーキンググループの位置付けと検討課題…………… 2
- 1-2. 検討にあたっての基本的な考え方…………… 3

I. 総論

- 2-1. 支援対象世帯(生活保護受給世帯)の範囲…………… 4
- 2-2. 個人情報保護のために必要な措置…………… 5

II. 各論

- 3-1. 情報提供と申請方法…………… 6
- 3-2. 支給要件(生活保護受給世帯、NHK受信等)の確認方法…………… 7
- 3-3. 支援の実施方法…………… 9
- 3-4. 支援の実施体制イメージ…………… 14

(参考資料1) 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの設置(設置要綱)…………… 15

(参考資料2) 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿…………… 16

1-1. ワーキンググループの位置付けと検討課題

[ワーキンググループの位置付け]

「施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ」は、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に係る情報通信審議会の第5次中間答申(平成20年6月27日)を踏まえ、各種施策の具体的な実施方法について専門的な観点から検討を行うため、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」から委嘱を受けて、平成20年9月25日に設置された。

[本報告における検討課題]

本ワーキンググループは、当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行うものとされており、本報告はその検討結果をとりまとめたもの。

1-2. 検討にあたっての基本的な考え方

【基本的な考え方】

「経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、「最低限の機能のものに限定」して支援を行う。（情報通信審議会 第5次中間答申に基づく。）

〈支援対象〉

「生活保護受給世帯」のうち、NHKとの受信契約が締結されている世帯
自らデジタル対応テレビを購入する等により、既に地デジが見られる世帯は支援の対象外

〈支援内容〉

各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」。具体的には、

- ① 「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付
- ② 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修
- ③ 共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付
- ④ その他必要に応じて設置・操作説明を行う。

〈支援方法〉

対象世帯からの申請に応じて「現物給付」

〈実施時期〉

平成21年度、平成22年度の2年度のみ

2-1. 支援対象世帯(生活保護受給世帯)の範囲

支援の前提条件： 地デジ移行のための機器等は、「視聴者の自己負担により購入されることが原則」



「明らかな経済的な理由」により、2011年7月24日のアナログ放送終了までに
「一時的な経費であるデジタル化経費」が負担できず、
「必要最小限の対応すらできず」に、
「これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」
に対して支援



○ 申請時点において、生活保護受給世帯である世帯を対象とする。

- ・ 平成21年度、22年度の支援対象期間内に生活保護受給世帯である世帯を対象とする。
- ・ 支援対象期間以外に一時的に生活保護受給世帯であっても、当該期間内に生活保護世帯でなければ、生活保護受給世帯以外である時期に、デジタル化経費は捻出できた(る)ものとして、支援の対象としない。

○ 生活保護受給世帯である期間が一定以上の期間とすることは求めない。

一時的(短期的)な生活保護受給世帯であっても、申請時点において生活保護受給世帯であれば、対象とする。

○ 生活保護受給世帯からの申請に基づき、支援を判断する。

生活保護受給世帯ではあっても、これまで既に地上デジタル放送が見られる環境にある、アナログ放送を視聴していない等の理由で支援を希望しない世帯もあることが想定されるため、申請に基づき、審査を行い、支援を決定する。

2-2. 個人情報保護のために必要な措置

(1) 支援実施法人への(個人情報保護のための)義務付けについて

個人情報保護のため、支援を実施する法人（以下「支援実施法人」という。公募を想定）における管理体制について、補助金交付要綱又は公募で、適切な条件を付すことが必要
具体的には以下のとおり。

- ① 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を整備すること
- ② 管理者を常に明確にし、定期的な部内チェック等を行うこと
- ③ 支援事業に関わる（業務委託先等の）関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと
- ④ 本申請に併せてNHKの放送受信契約業務を行う場合は、NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること
- ⑤ 支援実施法人がプライバシーマークを取得しているか、これに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること
- ⑥ 保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合（支援事業の終了を含む。）には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと

(2) 個人情報の用途に係る本人承諾について

支援申請に際して提供を受けた個人情報をどのように使うか（個人情報の用途）については、申請に際して申請者本人の承諾を得るべき

- ・ 支援業務を行う際には、配送業者、工事業者等の本支援にかかわる事業者等に対する個人情報の提供が必要
- ・ 申請者の個人情報の事業者への提供等については、申請の段階で、その旨を明示し、本人の同意を得る方法が適切

3-1. 情報提供と申請方法

(1) 対象者への情報提供

「生活保護受給世帯」に対しては、施策に関する情報提供等が確実に行われるよう、特段の配慮(注意)が必要

本支援は、申請者からの申請を受けて行う施策であることから（申請主義）、支援の対象となる生活保護受給世帯に対して情報提供が確実に行われる必要がある。

そのための方法として、対象者が生活保護受給世帯という一定の範囲に限られることから、施策の説明資料等（パンフレットなど）を、

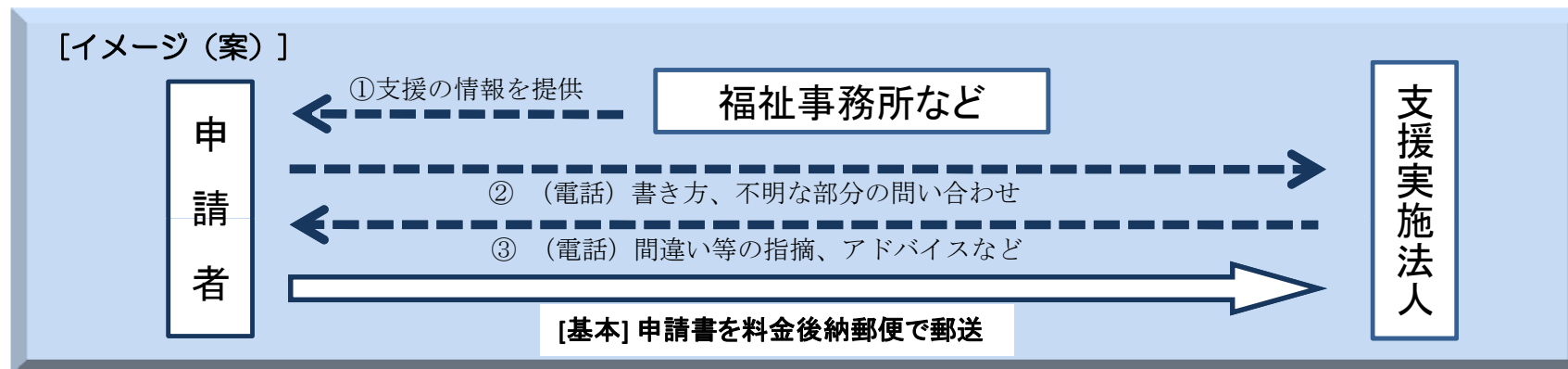
- ① 福祉事務所に設置、来訪者に手交するとともに、ケースワーカー（CW）の世帯訪問を通じて提供すること
とともに、福祉事務所に限定されない複数の入手先を担保するために、
- ② 総合通信局に設置・手交すること、求めに応じて支援実施法人から郵送すること
が望ましい。

(2) 申請書の提出方法

申請に当たっては、申請者の記入しやすい申請書を用意するとともに、経済的な負担が可能な限り生じないように配慮することが必要

そのために、

- ① 申請書の様式は、関係機関を交えて十分に検討の上で調整すること
- ② 申請書は、原則として直接、支援実施法人に送付することとし、送付用の料金後納封筒を申請書に添付して配布する等
申請者の負担とならない配慮を行うこと



3-2. 支給要件(生活保護受給世帯、NHK受信等)の確認方法(1)

(審議会・第5次中間答申)

既存の制度において、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている制度を参考として、その範囲を決めることが適当と考えられる。このような範囲としては、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する制度である「生活保護世帯」が最も適切であると考えられる。

「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約が締結されていることを確認した上で支援を行う必要がある。

(現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も)「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。



(1) 生活保護受給世帯であること、NHKと受信契約が締結されていることの確認方法

両方の要件を満たすNHKとの放送受信料免除契約により確認できる場合は、当該契約によって確認することを基本とすべき

- ・ 支援対象は「生活保護受給世帯」のうち「NHKとの放送受信契約が締結」されている世帯
- ・ 「生活保護受給世帯」の確認が可能な福祉事務所、「放送受信契約」の締結の確認が可能なNHKにもっとも負担の少ない方法で行うべき
- ・ 両方の要件を満たすNHKとの放送受信料免除契約による確認を基本として、必要に応じて、福祉事務所への照会等を行うことがもっとも望ましい。

3-2. 支給要件(地上デジタル放送未対応)の確認方法(2)

(2) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法

本支援は、地上デジタル放送に未対応である世帯に対する支援であることから、申請者が、地上デジタル放送を視聴できる環境にないこと(※)、不正受給の場合は返却又は賠償すること、を申請時に誓約(自己申告)してもらう方法を基本とすべき

- 支援の対象が、地上デジタル放送に未対応である世帯であることから、申請者が、地上デジタル放送を視聴できる環境にないこと(※)を確認することが必要
- 支援の対象者としては、次のいずれかを想定
 - ① 地上デジタル放送に対応したテレビジョン受像機、チューナー、ビデオデッキ等(以下「デジタル受信機器(※)」という。)を有していない世帯 [支援は簡易チューナー等]
 - ② デジタル受信機器を有している場合であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯 [支援はアンテナのみ]
- 確認方法としては、申請者の自己申告(誓約)を基本として、以下の方法を基本とすべき
 - 1) 申請書において、地上デジタル放送が見られる環境にないことを誓約し、署名・押印を求める。
 - 2) 1) に併せて、不正受給の場合には返却又は賠償することを誓約してもらい、発覚時には対応を求める。
 - 3) 給付機器の製造番号や型番による管理で転売防止等を図る。

※: いわゆるワンセグ放送を視聴できる機器は除く。

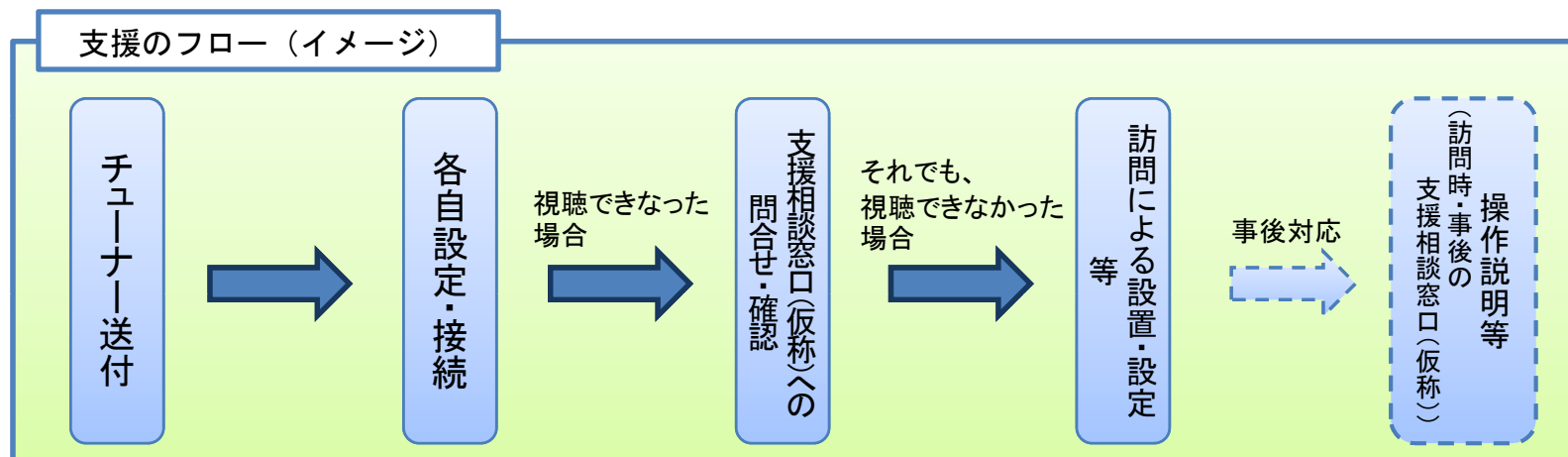
3-3. 支援の実施方法(1)

(1) 簡易なチューナー配布の方法

支援決定世帯に対する簡易チューナーの配布は、支援実施法人から直接、申請者に送付することを基本として、次の方法を通じて、確実に視聴できるまで対応することが必要である。

- ① 簡易なチューナーの設置、設定及び使用方法が分からない世帯からの問合せに対応する支援相談窓口(仮称)を設置し、対応を行う。
- ② 支援相談窓口(仮称)対応でもうまく視聴できない世帯に対しては、直接訪問して設置・設定等の対応を行う。

- ・ 支援決定世帯の住居に訪問し、設置・設定を行うことについては、次の事項に考慮が必要であり、一律的な全戸訪問はかならずしも適当とは言い難い。
 - 1) 申請者自ら設置等を行うことが可能な世帯があること(「最低限度の支援」ではなく、過度の支援となるおそれ)
 - 2) プライバシーの観点から、業者の訪問を望まない世帯が想定されること
- ・ 申請者が必要とする程度に応じて対応を行い、確実な視聴とすることが肝要
- ・ 支援相談窓口(仮称)には、申請対象世帯を踏まえた丁寧な対応が求められることから、その点に特に配慮した研修を行う等適切な人材確保のための取組が必要



3-3. 支援の実施方法(2)

(2) アンテナ設置等の方法

既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合には、受信環境(戸別受信、共同受信、CATV)に応じて、設備の改修等を行うべき

① 具体的には、次のとおり。

1) 戸別にアンテナで受信する場合

- ・ 室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を想定
- ・ 設置の基準は電界強度等に応じて戸別の判断とするべき

2) 共同受信設備で受信する場合

- ・ 一般の賃貸物件、公営住宅等においては、通常、その管理者が改修費を負担
- ・ 辺地共聴、受信障害対策共聴等のための共同受信設備で視聴する場合、申請者自らが改修に必要な応分の負担を求められる可能性がある。
- ・ 上記の場合、申請者の求めに応じて、改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割合分を給付することが必要

3) CATVで受信する場合

- ・ 地上デジタル放送への移行に当たって改修経費が必要な場合には、当該経費を給付することが必要
- ・ 経常的に要されるセットトップボックスのレンタル費用等は、原則的に給付の対象としないものとするが、例外的に、CATVのトランスモジュレーション方式のみでしか地上テレビジョン放送が視聴できず、かつ、セットトップボックスがレンタルのみでしか提供されない場合は、一定額を「渡しきり」によって支援することが必要

② 本支援は、一時的な経費であるデジタル化経費の負担の支援であることから、経常的に要される費用は対象外とすることが適当

3-3. 支援の実施方法(3)

(3) 共同受信施設改修経費の申請及び給付の方法

- ① 申請者が、申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る請求書を添えて、申し込むことを基本とする。
- ② 流用防止の観点から、申請者に対してではなく、共同受信施設の設置者(管理者)に対して給付を行うことを基本とする。

① 申請方法について

- ・ 共同受信施設改修費の支援については、工事内容に見合った適正な給付とするための仕組みが必要（工事内容の適正性の確保）
- ・ 工事内容を事前に確認するため、申請時に共同受信施設の改修経費負担分に係る請求書の添付を求めるべきである。
- ・ 支援実施法人が当該工事の内容の適正性を確認するために、申請者が事前に、共同受信施設設置者から、工事関係資料の提供等の協力の同意を得ることを条件とすべきである。
- ・ 工事前の支給申請（決定を含む。）を前提として考えるべきであるが、その一方、工事後の支給申請を認めないと、実務上混乱を生じる可能性があるため、共同受信施設改修に伴う「費用負担が発生した時点」で申請してもらうこととすべきである。なお、支給額の妥当性については、上限額の設定等により、担保するものとする。

② 給付方法について

- ・ 本支援の原則である「現物給付」ではなく、共同受信施設の改修経費の負担分を「現金給付」により支給することから、当該改修経費以外への流用防止の工夫が必要（給付金の流用防止）
- ・ 原則として、負担額を請求する共同受信施設設置者に対し、直接に支援（現金給付）を行うことが適当である。
- ・ ただし、やむを得ない事情により、生活保護世帯が既に支払を済ませており、領収書等により支援申請があった場合、共同受信施設設置者が作成等した工事関係資料の提供が受けられること及びその確認を前提に、例外的な措置として、生活保護世帯への直接給付も認めるよう、生活保護関係当局とも連携をとりつつ、柔軟な対応方策を検討することが必要である。

3-3. 支援の実施方法(4)、(5)

(4) 給付の在り方(法的性格)

簡易なチューナーの配布方法は、貸与ではなく、給付(譲渡)によることが適当

- ・ 簡易チューナーの無償給付の方法として、貸与による方法、譲渡による方法が想定される。
- ・ 貸与とした場合、支援実施法人における修繕や管理等の継続的なサポートを行う必要が生じる可能性があり、給付を受けない一般世帯との均衡を失すおそれがある。
- ・ 譲渡した場合、所有権が申請者に移転することで、貸与の場合に設定されるだろう貸与期間の限定に左右されることのない長期の使用が可能

(5) 給付後の対応(転居、災害等で環境変化があった場合)

テレビジョン受像機等は自己調達が原則であることから、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみ、支援が(再度)必要になった場合の対応については、自己負担とすべき

- ・ 環境の変化としては、転居や災害(地震、落雷、火事等)等を、その他の場合としては、過失による損壊、故意による譲渡(転売等を含む。)又は破壊等を理由とした再支援の要請が想定される。
- ・ テレビジョン受像機等は自己調達が原則であり、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみれば、支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべき(一般世帯は、転居、災害等に際しては、自ら再度のデジタル化投資が必要)
- ・ 再度の支援が必要になった場合であっても、の対応については、自己負担とし、転居、災害等で環境変化があった場合であっても、本施策による再度の支援は行わないこととすることが適当である。

3-3. 支援実施段階(6)、(7)

(6) 不正行為(転売等)への対応

チューナー(又はアンテナ)は給付(譲渡)だが、支援の趣旨から、申請時の宣誓等により、一定期間の処分制限を行い、不正行為(転売等)への防止を図るべき

具体的には、

① 申請時点の確認

- ・ 申請書の提出に際し、不正行為を行わない旨の宣誓
- ・ 不正行為発覚時には給付機器返還等のペナルティを課す旨の同意を求める。

② 給付機器(簡易なチューナー)の管理

- ・ 各機器(簡易なチューナー)に刻印された製造番号等を記録することで、給付した機器と給付先の管理を行うこと
- ・ 機器の型番を本支援に係る独自の番号とする等、外見上本支援により給付されたことが判明できるよう調達を行うことがより望ましい。
- ・ オークションサイト等に対して、当該型番等の特徴を持つ機器が、政府の「受信機器購入等支援」に係るものであることを通知するなど、当該機器の取扱いには十分な注意が必要である旨の情報提供を行うべき

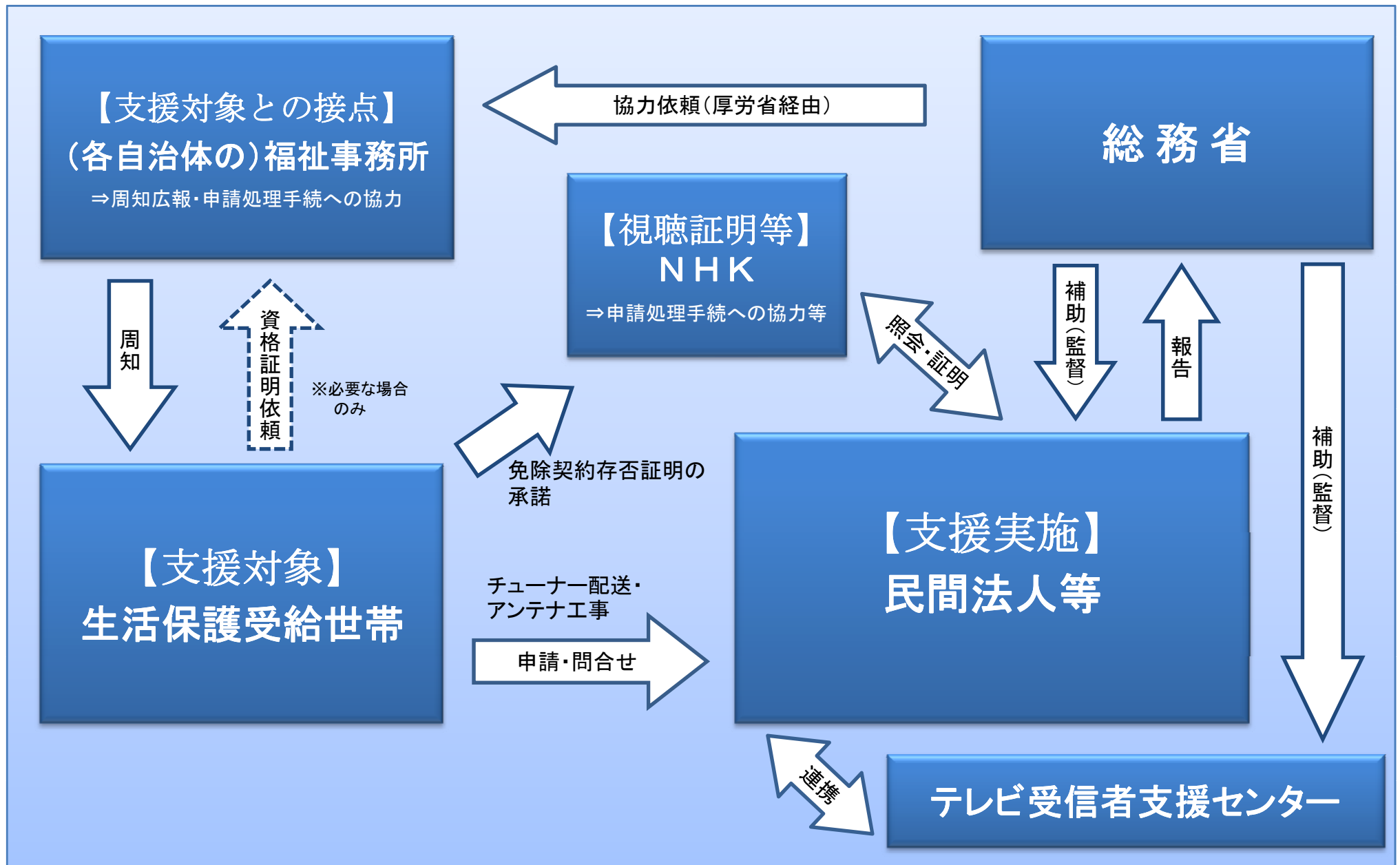
③ 不正行為発覚時の対応

- ・ 本支援の目的にかんがみ、不正行為発覚時には、給付機器等の返還、又は返還不能の場合は、実費賠償を求める等の措置をとることが適当
- ・ 悪質な場合は、刑法上の詐欺罪(刑法第246条)による告訴を行う等の検討を行うべき

(7) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

本支援の目的が確実に遂行できるように、他の地上デジタル放送推進施策との連携を十分にとつて行うべきである。

3-4. 支援の実施体制イメージ



平成20年8月29日

1. 目的

情報通信審議会第5次中間答申を踏まえて、平成23年7月にアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行う。

当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行う。

2. 構成員等

ワーキンググループの構成員は、委員会主査が指名する。

ワーキンググループには、座長を置く。座長は、委員会主査が指名する。

座長は、ワーキンググループを主宰し、必要に応じて、オブザーバの参加を求めることができる。

3. 検討項目

当面、生活保護受給世帯への支援の実施方法について以下の項目の検討を行う。

- ・ 支援措置の周知及び申請手続き
- ・ 支援の内容(給付又は貸与)・方法
- ・ 個人情報保護のために必要な措置等

また、生活保護受給世帯への支援の実施方法の他、検討すべき事項が生じた場合には、委員会からの委嘱を受けて、随時、検討を行う。

4. 検討期間

生活保護受給世帯への支援の実施方法については、平成20年9月から11月まで行い、検討結果を委員会に報告する。

その他の検討課題については、適宜、委員会に報告する。

5. 庶務

総務省情報流通行政局地上放送課が庶務を担当する。

(参考資料2) 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿 (平成20年9月11日現在 敬称略)

氏名		主要現職
座長	大山 永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科附属 像情報工学研究施設 教授
構成員	稲葉 悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長
//	大内 孝典	全国電機商業組合連合会 常務理事
//	河村真紀子	主婦連合会 常任委員
//	桐田 教男	岩手県 地域振興部 IT推進課 総括課長
//	坂本 憲広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授
//	土屋 円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕 担当局長
//	福田 俊男	(社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長
//	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
//	三浦 佳子	(財)日本消費者協会 広報部長
//	宮澤 寛	(財)電波技術協会 常務理事
//	安田 豊	KDDI(株) 執行役員 コア技術統括本部長
//	井下 典男	新宿区 福祉部 生活福祉課長
//	森田 充	川口市 福祉課長
//	横山 清隆	横浜市 健康福祉局 保護課長
//	高松 利光	厚生労働省 社会・援護局保護課 課長補佐
//	巻口 徹	厚生労働省 社会・援護局保護課 課長補佐
//	飯山 尚人	総務省 自治行政局地域政策課 理事官